

和解について

放射能対策に係る費用の損害賠償請求について、次のとおり和解する。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 事件の概要 東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、市が実施した平成25年3月31日までの放射能対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、相手方が請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったもの
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
(旧東京電力株式会社)
代表執行役社長 廣 瀬 直 己
- 3 和解の要旨
 - (1) 相手方は、市に対し、和解金として金102,814,600円の支払義務があることを認め、これを支払う。
 - (2) 市は、相手方に対し、本和解に係る除染業務委託費用及び広報費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や県に対する請求を行わないことを約する。
 - (3) 相手方は、市が本和解に係る除染業務委託費用及び広報費用について相手方から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や県に

対し、当該事実及び市の名称、住所、連絡先等の情報を、必要な範囲内で提供することができる。

(4) 市と相手方は次の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本あっせんに関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、市と相手方の間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。

(5) 手続費用は各自の負担とする。

提 案 理 由

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れ、損害賠償金を受領するため。